

増田労働衛生コンサルタント事務所  
所長 増田稔久

## 全国安全週間の準備期間に思う — 高齢者と熱中症の対策

6月は全国安全週間の準備期間です。週間の実施要綱を見ていると、最近の課題は

「高齢者に対する労働災害防止対策」と「熱中症予防対策」が最重要と考えます。

「高齢労働者の死亡者数は全体の約50%」  
「高齢者に対する労働災害防止対策」の課題は、就業人口の約20%が60歳以上の高齢者と言われる中、別掲1のとおり労災死亡者数に高齢者が占める割合は約50%と高く、今後も増加が憂慮されることです。この対策については、令和2年に公表された「エイジフレンドリーガイドライン」により、指導勧奨が行われて来ましたが、この4月からは法により努力義務化

具体的には、改正安衛法第62条の2により「高齢者への安全配慮」が新設され、同条第2項を根拠とした細則である「高齢者の労働災害防止のための指針」（大臣告示）が適用となりました。

が増加した理由は、早く治療する事案が増加したからと考えます。重症化する前の早期治療が重要で、躊躇しないことです。

本指針のなすべき事柄はエイジフレンドリーガイドラインをベースに追加事項が補強されています。本改正法と付随する指針は努力義務とされているので罰条こそありませんが、労災発生時に安全配慮義務違反とした賠償責任が発生する根拠条文になると考えられます。決して放置せず、指針を確認し取組みを進めてください。

「熱中症の死傷者数急増！  
しかし死亡者数は半減」  
熱中症については、昨年全国の労災死亡者数は半減しました（別掲2）。関係者の努力に加えて、昨年の熱中症に関する規制強化がありました。ご承知のとおり改正規則が目指したのは、熱中症全ての防止は困難であることを前提として、体調不良者を早く見つけ、早く治療をする体制を整備し、被災者を手遅れにしないことでした。逆に死傷者数

さて令和8年3月18日、厚労省局長通達「『職場における熱中症防止対策のためのガイドライン』の策定について」（基発0318第1号）をもって、ガイドラインが公表されました。新たな対策として職場に展開することが望まれます。またガイドラインの策定にあたった「職場における熱中症防止対策に係る検討会」による「同報告書」令和8年夏に向けても興味深い記述がありました。調査対象となった被災者の66%がファン付き作業服（空調服）を着用していたことです。熱中症対策に有効な作業着ですが、限界があることも知っておきたいです。

愛知県下では、過去5年間熱中症による労災死亡者がゼロで推移しています。この夏も暑いと予想されます。「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」に留意して「熱中症の死亡ゼロ」の継続を目標に対策を進めましょう。

（別掲1）令和7年 東海3県の労災死亡者数と高齢者の割合

県名	全年齢の死亡者数	うち60歳以上	全年齢に対する60歳以上の割合	60歳以上の内訳	
				年齢	人数
愛知	30人	15人	50%	60代	13人
岐阜	5人	3人	60%	70代	8人
三重	7人	4人	57%	80代	1人
合計	42人	22人	52%	合計	22人

### 【高齢労働者対策の経緯】

- 1、令和2年3月「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（「エイジフレンドリーガイドライン」と呼ばれた。令和8年3月廃止）
- 2、令和7年5月、改正安衛法第62条の2「高齢者の労働災害の防止を図るための措置」が公布（令和8年4月施行）
- 3、令和8年2月10日、改正法を根拠とした「高齢者の労働災害防止のための指針」が告示され、この4月から適用。同日、基発0210第1号をもって施行通達が表示され、指針の各項目が詳細に解説された。

労災死亡者数は愛知・岐阜・三重労働局HPより引用

（別掲2）令和7年夏 熱中症の労働災害発生状況（全国）



熱中症による労働災害発生件数の速報値（令和7年12月末時点）は令和6年同時点の速報値と比較すると、休業4日以上死傷者数は約41%増加したが、死亡者数は50%減少した

厚生労働省HP「職場における熱中症防止対策のための検討会 報告書」より引用